

南島原市分別収集計画

(第8期計画：平成29年度～33年度)

長崎県南島原市

(平成28年5月)

【 目 次 】

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方針	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の見込みの計算方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	7

南島原市分別収集計画

平成28年5月

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市から排出される不燃性廃棄物（不燃ごみ）は、平成5年度に建設された島原地域広域市町村圏組合の最終処分場で埋立処分されている。この処分場の残余容量については14～15年分と見込まれているが、次の候補地の選定も必要な時期となってきている。今後、最終処分場の延命化を図るため現在推進しているリサイクルを基本としたごみ処理をより一層推進しなければならないところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 地域特性を活かし、廃棄物循環型の社会づくりをすすめる。
- ② 市民、事業者及び行政が一体となったごみ排出抑制とリサイクル促進の取組みをすすめる。
- ③ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

南島原市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量に加え、事業者等の持ち込みによる量も含むものである。

表1 容器包装廃棄物の排出量（見込み）

年 度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	2,999 t	2,979t	2,967t	2,945t	2,929t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみの厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適正な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

② 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

③ 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

④ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

⑤ 資源ごみ回収推進報奨金制度

営利を目的としない市内の団体（子供会、婦人会、老人会等）が資源ごみを回収し、リサイクルのルートに乗せることにに対し報奨金を交付して、ごみの再資源化運動と生活環境の浄化を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装の種類及び収集に係る分別の区分は、表2のとおりとする。

表2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器	ガラスびん
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表3 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の排出量（見込み）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	37t		36t		36t		35t		34t	
主としてアルミ製の容器	34t		34t		34t		34t		34t	
無色のガラス製容器	(合計) 88t		(合計) 86t		(合計) 85t		(合計) 83t		(合計) 81t	
	(引渡) 0t	(独自) 88t	(引渡) 0t	(独自) 86t	(引渡) 0t	(独自) 85t	(引渡) 0t	(独自) 83t	(引渡) 0t	(独自) 81t
茶色のガラス製容器	(合計) 210t		(合計) 206t		(合計) 202t		(合計) 198t		(合計) 193t	
	(引渡) 0t	(独自) 210t	(引渡) 0t	(独自) 206t	(引渡) 0t	(独自) 202t	(引渡) 0t	(独自) 198t	(引渡) 0t	(独自) 193t
その他のガラス製容器	(合計) 68t		(合計) 68t		(合計) 68t		(合計) 69t		(合計) 69t	
	(引渡) 68t	(独自) 0t	(引渡) 68t	(独自) 0t	(引渡) 68t	(独自) 0t	(引渡) 69t	(独自) 0t	(引渡) 69t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7t		7t		6t		6t		6t	
主として段ボール製の容器	51t		50t		49t		48t		47t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 7t		(合計) 7t		(合計) 7t		(合計) 7t		(合計) 7t	
	(引渡) 7t	(独自) 0t	(引渡) 7t	(独自) 0t	(引渡) 7t	(独自) 0t	(引渡) 7t	(独自) 0t	(引渡) 7t	(独自) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 36t		(合計) 36t		(合計) 36t		(合計) 36t		(合計) 36t	
	(引渡) 36t	(独自) 0t	(引渡) 36t	(独自) 0t	(引渡) 36t	(独自) 0t	(引渡) 36t	(独自) 0t	(引渡) 36t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 23t		(合計) 23t		(合計) 22t	
	(引渡) 24t	(独自) 0t	(引渡) 24t	(独自) 0t	(引渡) 23t	(独自) 0t	(引渡) 23t	(独自) 0t	(引渡) 22t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t	
	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率 × 変化率

※人口変動率については、市の将来推計人口算定に用いた国勢調査人口を基にしたコーホート変化率を使用して次のように設定した。また、変化率については収集率向上施策等による増加分及び過去の実績値を勘案した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
47,330 人 (対前年度比)	46,380 人 (対前年度比)	45,451 人 (対前年度比)	44,541 人 (対前年度比)	43,533 人 (対前年度比)
97.99%	97.99%	98.00%	98.00%	97.74%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

南島原市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、表4のとおりとする。

なお、現在、自治会や子供会などの市民団体による集団回収が行われている容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

表4 分別収集の実施主体

	容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集	運搬段階	選別・保管等 段 階		
金属	スチール製容器	缶 類	市による 定期収集 ・拠点回収 (一部ステーション回収)	委託業者	(株)縣北衛生社 島原リサイクル プラント		
	アルミ製容器						
ガラス	無色のガラス製容器	びん類					
	茶色のガラス製容器						
	その他のガラス製容器						
紙類	飲料用紙製容器	紙パック				市による 定期収集 ・拠点回収 (一部ステーション回収)	長崎県ク リーン事業協 同組合
	段ボール	段ボール					
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装					
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による 定期収集 ・拠点回収 (一部ステーション回収)	長崎県ク リーン事業協 同組合	長崎県クリーン事業 協同組合第6工場		
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装			長崎県クリーン事業 協同組合第5工場		
	うち白色トレイ	白色トレイ			長崎県クリーン事業 協同組合第6工場		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表5のとおりとする。

表5 分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理等
スチール製容器	缶 類	指定袋	委託業者が所有 するトラック	(株)縣北衛生社 リサイクルプ ラント
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	フレコンバ ック等	長崎県クリーン 事業協同組合が 所有するトラッ ク及びパッカー 車	長崎県クリーン 事業協同組合第7 工場
段ボール	段ボール	紐で縛る		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペット製容器	ペットボトル	フレコンバ ック等	長崎県クリーン 事業協同組合が 所有するトラッ ク及びパッカー 車	長崎県クリーン 事業協同組合第 6工場
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装			長崎県クリーン 事業協同組合第 5工場
うち白色トレイ	白色トレイ			長崎県クリーン 事業協同組合第 6工場

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、普及啓発活動を促進するため、次のように取組む。

- ① 市内の団体（子供会、婦人会、老人会等）による集団回収を促進するため、資源ごみ回収推進報奨金制度を市内で実施し、分別収集に対する意識の向上を図る。
- ② 事業者が実施する容器包装の自主的回収と資源化を促進するため、協力し啓発する。
- ③ 分別排出を円滑に実施するため、市内の全世帯へごみの排出方法を解説したチラシ等を配布し、適正排出の啓蒙を図る。
- ④ 自治会長会議及び各種団体の会議等において、分別収集に伴う排出方法等の説明を行い、市民に適正な排出を促す。
- ⑤ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。